

森上小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月策定
平成27年12月改訂
平成28年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめとは、本校に在籍する児童が一定の人的関係にある他の児童から受ける“心理的又は物理的な影響を与える行為”（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ解消は、本校の全職員が自らの問題として受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であって、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するため、その認識を全職員で共有する。

また、いじめはどの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織

(1) いじめ予防・対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教務、学級担任、PTA会長等からなる

いじめ防止等の対策のためのいじめ予防・対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換および共通理解

毎回、協議題に「児童理解・生徒指導」の時間を設定し、全職員で配慮を要する児童について、その現状や指導等の情報交換および共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実践する。また、さまざまな課題を自ら考え、相手に伝え、共に話し合って解決する文化を醸成する。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Hyper-QU検査結果を生かしたりして、集団生活への適応や実態をも十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- Hyper-QU検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 6月と11月にいじめ実態調査を行い、その記述に基づき学級担任や相談したい先生との教育相談を年2回行い、児童一人一人の理解とその事実の確認を行う。
- 学級担任やスクールカウンセラーと児童とが向き合う時間を確保し、交流や会話、教育相談の充実に努める。

(4) 異年齢交流の推進

- 縦割り班による清掃活動から、協力したり、協調したりすることのよさを体感させていく。
- 姉妹学級、姉妹学年による交流計画（例：栽培やお花見給食等）から先輩と後輩が関わる力を身に付けさせる。
- 児童会でのなかよし集会等から、児童自ら企画、実践する積極性を育てていく。

- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童および保護者へのインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、その実態をPTA総会や講演会、研修会など適した場で公表する。
 - 高学年、特に5・6年生に情報モラル教育や研修等を充実させるなどして、中学校生活に向けて準備したり、迅速な対応をしたりして推進する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 隣接する中学校（墨坂中・相森中）や須坂創世高等学校、保育園、幼稚園と情報交換を行い、可能な範囲で教科を通じた交流学习や教師間の連絡、協議を密に行う。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 地域、関係機関との連携

地域、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。特に、地域見守り隊や除雪隊、森上の子を守る連絡会の皆さんとは、定期的な会合や会話から情報を得ていく。また、場合により、子ども課、福祉課、市教委学校教育課、墨坂中・相森中学校や市保健センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 保護者の相談対応

保護者の「連絡ノート」には毎日目を通し、その相談には家庭訪問や面談により迅速、かつ誠実な対応する。また、必要に応じて、教育支援コーディネーターや市教育相談員との連携を図る。
- (3) 児童の記憶ノート、日記指導

朝の健康観察、昼食の準備や食事、清掃の態度、児童の休み時間や放課後の活動の中で、児童の様子や変化に目を配ったり、個人ノートや生活の記録などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の対策、措置を講ずる。
- 事実に係る情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめは、市・県教育委員会及び警察署等と連携し対応する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間を欠席する（年間10日を目安）として、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より改善）
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、須坂市教育委員会に速やかに報告する。（様式3）
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を以下の役職をもって設置する。
校長・教頭・教務主任・PTA正副会長・区長会副会長・主任児童委員・市教育相談員
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。また、その途中過程の記録を綿密に蓄積する。
 - 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係とその他の必要な情報を適切に提供する。